

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

Xは、平成30年度Y県職員採用上級試験を受験し、合格とされた。Y県の公務員は、地方公務員法に基づき採用試験の得点の高い者から順に採用するものとされており、Y県知事は、平成30年4月1日、Xに対し、Y県職員への任命等を内容とする辞令(以下「本件採用決定」という。)を発令し、XはY県職員として勤務を開始した。

ところが、平成30年6月16日、Y県人事委員会の関係者が職員採用に係る収賄罪の容疑で逮捕され、これをうけてY県が平成30年度職員採用に係る全ての試験について不正の有無を調査したところ、Xの合否判定に用いられた得点が試験結果に対する不正な点数操作により加点されたものであり、点数操作がなければXの成績は合格点に遠く及ばなかったことが判明した。そこでY県知事は、平成30年8月24日、本件採用決定を取り消した(以下「本件取消処分」という。)

本件取消処分によりXは職を失い、すでに平成31年度Y県職員採用上級試験の出願期間も徒過していたが、不正な加点はXの全く関知しないところであり、事件発覚まで想像すらしなかったことであることから、Xは本件取消処分に納得できず、本件取消処分の取消しを求めて訴えを提起した。

なお本件取消処分に至るまでにXがY県職員として受け取った給料、諸手当等の返還は求められていない。

問(1) (配点: 20点)

本件取消処分は、行政行為(行政処分)の「取消」と「撤回」のいずれにあたるか、具体的に理由を述べて答えなさい。

問(2) (配点: 30点)

本件採用決定が違法であったとして、本件取消処分は適法といえるか、本件の具体的な事情を踏まえて検討しなさい。なお本件取消処分は手続規定を遵守してなされたものとする。

【資料 参考法令】

地方公務員法

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

第17条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 (略)

第17条の2 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。(以下略)

2～3 (略)

第21条 人事委員会を置く地方公共団体における採用試験による職員の採用については、人事委員会は、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。

2 採用候補者名簿には、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。

3 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、人事委員会の提示する当該名簿に記載された者の中から行うものとする。

4～5 (略)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1 (略)

2 第15条の規定に違反して任用した者

3～5 (略)